

建物構造申告書

ご契約者名 (記名で可)					
証券番号・明細番号	(明細番号 )	保険期間	平成 年 月 日	~	平成 年 月 日
保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造	耐火建築物 (※1) (含む耐火構造建築物(※4))	準耐火建築物 (※2) (含む特定避難時間倒壊等防止建築物(※5))	省令準耐火建物 (※3)		

上記契約の対象建物 (保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物) は、上記の構造に該当することを申告します。

該当するものに○印	対象となる構造	確認方法	添付資料
1	耐火建築物 (含む耐火構造建築物)	施工者、ハウスメーカー、設計者または販売者(※6)から建物構造証明書(下記破線枠内)を取り付けました。	不要
2	準耐火建築物 (含む特定避難時間倒壊等防止建築物)	保険会社・代理店が所有の「プレハブ便覧」の提示を受け、一覧に記載の住宅であることを確認しました。 (メーカー名 商品名 )	
3	省令準耐火建物	対象建物を同一とする他契約において、既に貴社にて確認済です。 (該当契約の証券番号 )	該当部分の コピー
4	耐火建築物 (含む耐火構造建築物) 準耐火建築物 (含む特定避難時間倒壊等防止建築物)	公的機関等(※7)、登録住宅性能評価機関(※8)、施工者、ハウスメーカー、設計者、販売者または不動産仲介業者の発行する書類(パンフレット等を含みます。)に以下の記載があります。 【耐火建築物】 「耐火建築物」「耐火構造建築物」「(建築確認申請書第四面 5. 耐火建築物欄に) 耐火」 または「建築確認申請書第四面 5. 耐火建築物等欄」の「耐火建築物」もしくは「耐火構造建築物」にチェックがある。 【準耐火建築物】 「準耐火建築物」「(建築確認申請書第四面 5. 耐火建築物欄に) 準耐火」「準耐火イ」「準耐火イー1」「準耐火イー2」「準耐火ロ」「準耐火ロー1」「準耐火ロー2」「簡易耐火建築物」「簡易耐火イ」「簡易耐火ロ」「簡耐火」「簡耐ロ」「特定避難時間倒壊等防止建築物」 または「建築確認申請書第四面 5. 耐火建築物等欄」の「準耐火建築物」もしくは「特定避難時間倒壊等防止建築物」にチェックがある。	
5		左記構造の建物に該当することにつき、始期日が2009年12月以前の当社契約の保険申込書、保険証券等またはご契約内容確認シートに記載があります。	
6		住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)特約火災保険の証券、ご契約者カード、領収証等に、以下の記載があります。 「(構造級別欄が) C'」「(構造級別欄が) 3'」「C×0.8」「3級×0.8」 「省令準耐火」「準耐火」「省令簡易耐火」「簡易耐火」「省令簡耐」「簡耐」	
7	省令準耐火建物	融資に際し、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)、受託金融機関、受託地方公共団体または同機構の認める適合証明検査機関の発行または受領した書類に、以下の記載があります。 「省令準耐火」「省令準耐」「準耐火」「準(一般)」「省令簡易耐火」「簡易耐火」「省令簡耐」「簡耐」	
8		公的機関等(※7)、登録住宅性能評価機関(※8)、施工者、ハウスメーカー、設計者、販売者または不動産仲介業者の発行する書類(パンフレット等を含みます。)に、以下の記載があります。 「省令準耐火」「省令準耐」「省令簡易耐火」「省令簡耐」	
9		保険会社・代理店が所有の「省令準耐火建物商品一覧」の提示を受け、一覧に記載の住宅であることを確認しました。 (メーカー名 商品名 )	
10	耐火建築物	地上4階建以上の建物で、地上3階以上の階に共同住宅に使用されている部分があることを確認しました(確認資料の添付は不要です。) ※1960年(昭和35年)以降に建築された建物の場合に限りです。	

建物構造証明書

下記①の対象建物は下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

平成 年 月 日

①対象建物	商品名	(商品名が設定されていない場合は記入不要です)		
	所在地			
②建物構造	耐火建築物 (※1) (含む耐火構造建築物(※4))	準耐火建築物 (※2) (含む特定避難時間倒壊等防止建築物(※5))	省令準耐火建物 (※3)	
	(住 所)			
	(会 社 名)			
施工者、ハウスメーカー、設計者または販売者				(ご担当者印 または署名で可) 印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。 (※2) 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。  
 (※3) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号(2)に定める耐火性能を有する建物として、住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。  
 (※4) 建築基準法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊等防止建築物以外のものをいいます。  
 (※5) 建築基準法施行令第109条の2の2に規定されている建築物をいいます。 (※6) 不動産仲介業者は販売者に含まれません。  
 (※7) 次のア~キ)の団体、法人等をいいます。  
 ア) 国または地方公共団体 イ) 地方住宅供給公社法に定める地方住宅供給公社 ウ) 特殊法人等改革基本法に定める特殊法人等  
 エ) 独立行政法人通則法に定める独立行政法人および特定独立行政法人 オ) 地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人および特定地方独立行政法人  
 カ) 国立大学法人法に定める国立大学法人 キ) 建築基準法に定める指定確認検査機関  
 (※8) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める登録住宅性能評価機関をいいます。